

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	小島 敬裕
論文題目	中国雲南省における徳宏タイ族の宗教と社会 —国境地域の仏教徒の実践をめぐって—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、2006年10月から2007年11月にかけて、中国雲南省徳宏タイ族ジンポー族自治州の瑞麗市近郊農村において実施した定着調査で得た資料に基づき、徳宏タイ族における仏教徒の宗教実践を、国境の地域社会との関わりから記述・考察した民族誌的研究である。</p> <p>第1章は、東南アジア大陸部と西南中国における上座仏教徒社会にかんする先行研究の意義と問題点を批判的に検討し、本論文の課題と視点および方法を示す。</p> <p>第2章で、徳宏州、調査対象村およびその周辺地域の社会・文化的特徴とその歴史的背景を記述する。今日の徳宏にあたる地域は、13世紀に始まる王朝時代から近代国家としての中国とミャンマーの成立以後に至るまで、二つの政治的中心の狭間におかれ、漢族文化、ビルマ・シャン文化の影響を受けつつ独自の文化を育んできた。1990年代よりの国境貿易で中国内陸部や沿海部から漢族の移住が増加するが、これは中国の急速な経済発展とミャンマーの政治的混乱がミャンマー住民の中国側への越境を促したという事態によるものであることを明らかにする。</p> <p>第3章は、調査村での宗教実践を構成する空間に焦点をあて、同地域の仏教徒社会の特徴を記述する。徳宏タイ族の仏教は、東南アジア大陸部の他の仏教徒社会と同系統の経典を継承し多くの儀礼を共有する一方で、出家者の数が少ないという点で異なる特徴をみせる。しかも、寺院に止住する出家者のほとんどがミャンマー出身者である。こうした事実は、宗教を否定して出家者を排除した大躍進と文化大革命の政策によるのではなく、他の上座仏教徒社会では一般的に行われる男子の出家慣行がここでは存在しなかったためであることを論証する。</p> <p>第4章では、儀礼の担い手に焦点をあて、調査村において観察された宗教儀礼全般を記述する。仏教儀礼において、住民は僧侶を招いて布施することよりも、仏塔や寺院内の仏像、「経典棚」に置かれた経典、さらに数々の守護霊への供物の奉納によって功德や加護を得ることを重視する。経典を詠む在家信徒の専門家(ホールー)や安居期間中に寺籠りして八戒を守る老人(ヒン・ラーイ)は、そうした場所および事物と一般在家信徒との媒介役を果たす。調査村では、他の村落の寺院の出家者を主に悪霊祓いの儀礼や大規模な寄進を伴う祭祀に招請する。出家者は、他村の寺院に赴いたり他村から一時的に招請することができるためにすべての寺院に常住する必要はなく、在家信徒主導の宗教実践が築かれていることを示す。</p> <p>第5章は、在家信徒中心の儀礼において重要な役割を担うホールーの実践と仏教に関する知識の継承過程を記述する。ホールーは主に村落内の出家経験者が務めていた</p>			

が、大躍進、文化大革命の影響で後継者が不足し、ミャンマーからのホールーの移動が増加した。そのことによって徳宏タイ語の誦句や経典を書写する文字はミャンマーのシャン州と共通するものになる。しかし、こうした文字の知識が広がる一方で、誦経の節回しを変えない声の良いホールーが求められることから、徳宏地域の仏教徒が「声の実践」を重視してきた事実を浮き彫りにする。ホールーが経典を詠み、それを聴くという行為こそ同地域での仏教徒の実践の根幹をなす積徳行であり、仏教に関わる知識は、少数の出家者よりも在家信徒の間で継承される傾向を強くもつことを明らかにする。

第6章は、徳宏の多様な仏教実践を政治権力との関わりで考察する。調査地域でみられる戒律の実践は、公定言説があるミャンマー中央部のものとは異なって、教派、村落、個人ごとに際だった変異をみせる。近代国家成立以前よりミャンマーや北タイから数多くの教派が徳宏に流入した経緯に加えて、同一教派内でも多様な実践が築かれており、それぞれの師弟関係を通じて継承されてきている。また、こうした実践を徳宏の伝統的な政治権力者も容認してきた史実がある。他方で、開放後の中国政府は仏教の統制管理を進めているが、功德や加護を得る作法を定める制度や範例を定立させているわけではない。こうしたことが、僧俗双方のレベルで流動的にして多様な実践を可能にしていると論じる。

以上のように、本論文は、西南中国を含む東南アジアの上座仏教徒社会を特徴づけるものとされてきた「出家主義」とは異なる「在家主義」ともいべき実態を詳細に記述した。出家者が介在せずとも、仏像、仏塔や経典との関わりにおいて成立する積徳行が遂行され、在家信徒の主導によって仏法や仏教儀礼の知識が継承されていることを明らかにし、教派や村落・個人による実践の多様性を、国家や制度が分節化する以前の地域に根ざす実践として提示した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の学術上の貢献は、外国人による調査研究が困難であったミャンマーと国境を接する中国雲南省徳宏タイ族の居住域における宗教実践について、一農村での住民の宗教活動に着目した定着調査、さらに調査村を基点とする同地域の広域調査で得られた一次資料に基づいてその全貌を克明に記述するとともに、出家を重視する東南アジアの上座仏教とは異なる在家信徒主導の実践の様態を地域の歴史、越境する人々の動き、宗教的知識の継承などの局面から浮き彫りにしたことにある。

以下、本論文の特徴と主要な論点の評価について要約する。

東南アジア大陸部で卓越する上座仏教徒社会の研究は、王制を維持するタイを伝統的なモデルとしてきた。パーリ経典を伝持する東南アジア仏教徒社会は、出家と戒律主義を重視し、職業や社会的地位とは無関係に男性が通過儀礼のように出家し僧団(サンガ)に参加することを慣習とする。これはタイやラオス、ミャンマーと隣接する中国雲南省西双版納のタイ・ルー人社会でもみられる。しかし、同じ雲南省でも徳宏タイ(シャン)人の仏教徒社会にあっては、積徳行による転生、他界観念は共有されるものの、出家者の数が極端に少ない。本論文は、その理由を、同地域にたいする中国政府の政策、寺院運営、儀礼を司式する多様な在俗信徒の活動を精査することにより、東南アジア大陸部地域や西双版納とも異なった、同地域に固有な在家信徒主導の仏教のあり方によるものとした。

調査村とその地域の仏教は、寺院と仏塔などの宗教施設、そして出家者よりも男女の在家信徒の多岐にわたる活動によって生みだされている。本論文は、仏教、精霊祭祀、除祓儀礼に関わる俗人の役割を詳細に記述して類型化するとともに、積徳行の対象となる仏像、仏塔さらに経典を、司祭としての出家者に相等するものと位置づけた。さらに、美声で経典を詠む俗人はミャンマー側から頻繁に招請される。こうした特徴を、調査村で観察される仏教実践とミャンマー側の実践との関係、それらを規定する政策とともに分析して実践の生成過程を描くとともに、制度や識字文化を軸にして築かれる宗教からすりぬけていく同地域の実践の所在にも迫ろうとしている。

出家者の不在が常態であるにも関わらず、住民は一元的な仏教を喧伝する政策とその言説とは無関係に、戒の実践や経典の詠唱法の違いから複数の「教派」を区別している。本論文は、国家・地域間を跨ぐように往来する人々の移動がもたらした教派のそれぞれの起源と差異を系統的に記述するとともに、同一教派でも集落や世代ごとに戒の実践や教理の解釈が異なること、複数の表記文字をもつ経典がその唱和(誦経)のスタイルを介して継承されてきたことを明らかにした。経典を詠む俗人職能者についての豊富な事例は、大陸部東南アジアの社会と文化の比較研究への展望を開くものとして特筆に値する。

さらに、本論文は、一村落の定着調査で得た知見から、隣接する国家の周縁地域での実践の差異も浮かび上がらせている。国家や民族間関係の狭間、さらに地域間の狭

間の位相がからみ合う地点から、宗教活動に関わる人々、継承される知識、教派相互の動態を明らかにし、複数の国家を「越境」する人々が生み出す実践の活力、それに根ざす地域社会の政治文化的な布置を呈示した。すなわち、実践の作法を規定せず多様な実践を容認してきた徳宏の伝統的な政治権力や近年の宗教政策とその運用の現実も具体的に明らかにし、国家が教理や実践を公定化する以前の実践のアリーナを描くことに成功している。

複数国家に跨る周縁地域の在家者の視点を中心に据えた本論文は、教理や思想を偏重する宗教論や、近代国家が表象する実践を規範とみなす東南アジア仏教論を相対化して再考することを迫るとともに、地域を非等質的な実践空間として捉える点で新たな仏教徒社会論となっている。中国の縁辺地域での長期にわたる定着調査と広域調査自体が、申請者の真摯で粘り強い活動と研究関連機関や政府部局、地元住民との信頼関係の賜であり、かつまた、中国語、ビルマ語、徳宏タイ語（シャン語）を用いた資料収集の成果も申請者の卓抜した言語能力と調査遂行能力を反映している。また、ミャンマーの仏教制度を扱った博士予備論文の知見を援用したことで、一集落でのミクロな観察に基づく論述に豊かな広がりを与えた。これまで個別に進められてきた中国少数民族研究やビルマ研究、タイ仏教研究を同一の地平におさめる点では、先行研究に例をみない地域間比較研究の成果ともなっている。また、その手法は、他国や他の地域の仏教徒社会の実践、さらには聖典をもつ他の宗教の実践の比較研究にも寄与するものと評価される。

以上のように、申請者の本論文は本研究科にふさわしい内容を備えたきわめて優秀な研究成果である。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 22 年 2 月 8 日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。